

令和4年9月1日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市個人情報保護審議会

会長 森山 裕紀子

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直し  
について（答申）

和光市個人情報保護条例第35条の規定に基づき、令和4年6月30日付け和情第16号で和光市個人情報保護審議会に対してなされた「個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて（諮問）」について、別添のとおり答申いたします。

## 1 審議結果

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項について

### ア 開示請求における手数料

改正法において、開示請求における手数料額を地方公共団体の条例で定める（手数料を無料とすることを含む。）ことが規定された。現在、本市においては、開示請求の手数料を無料とし、写しの交付に係るコピー代と郵送代（郵送の場合）を請求者の実費負担としている。

新たに手数料を請求することで、開示請求がしにくくなり、従来の本市の個人情報保護制度の運用が後退してしまうことが懸念される。手数料については、受益者負担の原則という考えもあるが、情報公開の一層の推進を図るためにも請求者の利用のしやすさを考慮し、現行と同様に手数料は請求せず、写しの交付に係る実費負担のみを請求することが適当である。

### イ 行政機関等匿名加工情報の提供制度における手数料

改正法において、行政機関等匿名加工情報の提供について規定され、都道府県及び政令指定都市においては義務となるが、政令指定都市以外の地方公共団体については経過措置が設けられた。現状、地方公共団体において、行政機関等匿名加工情報の提供制度を設けている事例がごく少数であること、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことなどを踏まえ、本市においては、他の自治体の動向を注視し、導入時期について検討するとともに、手数料についても導入時期と併せて検討することが適当である。

- (2) 法において条例に定めることが許容されている事項について

### ア 開示請求等の手続（開示決定等の期限）

改正法において、開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内に限り延長することができることと定め、この開示決定等の期限については、地方公共団体が条例に定めることにより任意の期間に短縮することができることとされている。

実施機関によると、過去の運用状況において期限までに処理ができなかった事例はほとんどないとのことであった。また、現行条例では開示決定等の期限を10日以内としているが、情報公開条例に基づく公文書開示請求の開示決定等の期限が14日以内と期間が異なる状況にあることが示された。

開示決定等の期限については、現行の期間で事務処理が対応できていることを鑑み、本市における個人情報保護制度の運用を維持するためにも期間を現行と同程度の日数にすることが望ましい。なお、期間については、個人情報開示請求と公文書開示請

求の開示決定等の期限が異なっていることから、市民に分かりやすく、また市の事務をより適正に行うことを目的に、開示決定等の期限を14日以内と統一することが望ましい。また、期間の延長については、事務処理上の困難等の理由により行うものであるため、法規定の30日以内とすることが良いと思われる。

なお、現在の開示決定等における日数の考え方については、週休日及び休日を含めた日数であり、その期間に年末年始やゴールデンウィークなど長期休みに入ってしまうと、実際の処理期間は短く、事務処理が困難となることが懸念される。改正法を受け、条例で期間を短縮する場合は、開庁日のみを処理期間の日数としてカウントする工夫を施すなど、市の制度の運用状況を踏まえ、円滑かつ安定的な運営が可能となるよう検討されたい。

#### イ 審議会等への諮問について

改正法第129条において、「個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と定められ、従来、審議会に諮問していた個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について審議することは許容されない事項となる。そのため、審議会の存続の必要性、存続する場合の形態について審議を行った。

改正法の施行後は、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られること、また審議をするに当たっては専門的な知見が求められていることを鑑みると、当審議会に意見を聴くことが必要となる場面は限定されることが考えられる。本市においては、個人情報保護条例制定以来、公募市民を含めた審議会を設置し、市民の意見を直接反映してきた実績がある。地方自治の独自性や個人情報自治に住民が参加するという本市の歴史を尊重してほしく、法律が上から、専門的な委員会なら設置してもよいとするのではなく、もっとさまざまな形態を認めてほしいところである。今回の法改正により、市民参加による審議会の役割が担えなくなるのであれば、審議会の存続は不要と考えるとの意見や、専門家に限定するとしても適切な個人情報の保護のために審議会が必要との意見があった。当審議会としては、新法の審査会の規定に疑問を感じつつも、個人情報の取扱いを適正に行うため、専門的な知見を有する第三者によるチェック及び助言を求めることは有効と考えられるため、審議会に拘らず別の合議制の機関に諮問することも適当であると考えられる。

#### ウ 個人情報ファイル簿の新設（個人情報登録簿の廃止）

改正法第75条において、国の機関と同様に市が保有している個人情報について記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが定められた。また、改正法第75条第5項において、「条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」旨が定められた。

本市においては、現在、「個人情報取扱登録簿」を作成しているが、法規定の「個人

情報ファイル簿」と同等の役割を担うことが考えられることから、個人情報について記載した帳簿については、個人情報ファイル簿のみの作成とし、現行の個人情報取扱登録簿を廃止することが適当である。

#### エ 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性

改正法においては、「要配慮個人情報」を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義した上で、改正法第60条第5項において、「地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては「条例要配慮個人情報」として条例に定めることができる旨を定めた。

現行条例の「要配慮個人情報」の定義が改正法と同等であり、現状の運用においても問題が生じていないことから、現段階においては条例要配慮個人情報を定める必要性はないと考える。

#### オ 開示請求等における不開示情報の範囲について（情報公開条例との整合性）

改正法第78条第2項において、条例で情報公開制度における公開情報あるいは非公開情報との整合性を図ることができる旨が定められた。国の示した解釈を踏まえ、情報公開条例と改正法を照らし合わせた上で、必要に応じて適切に対応すること。

## 2 結び

個人情報保護制度の運用については、和光市個人情報保護条例の制定以来、適切に取り組んできたが、今後は改正個人情報保護法に基づく全国共通ルールが適用され、個人情報保護委員会が監視等を一元的に担うことになる。これに伴い、これまで本市が実施してきた運用から変容することになるが、法の目的である個人情報の保護とデータの流通による利活用とのバランスをとった運用を目指すとともに、本市における個人情報保護制度の水準を下回ることなく、引き続き円滑かつ適切に運営されることを期待する。